

(料金改定等のお知らせ)

「総合事業・通所介護相当サービス」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所：あすならホーム二階堂（斑鳩町住民用）

※斑鳩町（7級地）の1単位あたりの地域単価

10,14円

※各サービスの単位数に地域単価を乗じた金額が利用料金になります。

①事業対象者・要支援1（週1回程度）

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
1か月の利用が4回まで、1回につき（2単位の増加）	380単位	3,854円	386円	771円	1,157円
1か月の利用が5回以上、1月につき（8単位の増加）	1,655単位	16,782円	1,679円	3,357円	5,035円

※1か月の利用回数が5回を超えると月額料金が適用されます。

②要支援2（週2回程度）

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
1か月の利用が8回まで、1回につき（2単位の増加）	391単位	3,965円	397円	793円	1,190円
1か月の利用が9回以上、1月につき（16単位の増加）	3,393単位	34,406円	3,441円	6,882円	10,322円

※1か月の利用回数が9回を超えると月額料金が適用されます。

③加算料金（要支援1、2）

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上グループ活動加算/月	100単位	1,027円	103円	206円	309円
運動器機能向上加算/月	225単位	2,311円	232円	463円	694円
栄養改善加算/月	150単位	1,541円	155円	309円	463円
口腔機能向上加算/月	150単位	1,541円	155円	309円	463円
複数サービス実施加算Ⅰ（1～3）/月	480単位	4,930円	493円	986円	1,479円
複数サービス実施加算Ⅱ/月	700単位	7,189円	719円	1,438円	2,157円
事業所評価加算/月	120単位	1,233円	124円	247円	370円
若年性認知症受入加算/月	240単位	2,465円	247円	493円	740円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ 要支援1/月	72単位	740円	74円	148円	222円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ 要支援1/月	48単位	493円	50円	99円	148円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援1/月	24単位	247円	25円	50円	75円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ 要支援2/月	144単位	1,479円	148円	296円	444円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ 要支援2/月	96単位	986円	99円	198円	296円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援2/月	48単位	493円	50円	99円	148円

介護職員処遇改善加算	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に1.0%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金为新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の場合…所定単位数に7.1%（5.9%+1.2%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）の場合…所定単位数に6.9%（5.9%+1.0%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担額になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名（ ） 説明者（ ）

サービス利用者の氏名（ ）

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方（ ）（本人・家族・代理人） ⑥